

## 財務諸表に対する注記（法人全体用）

### I. 重要な会計方針

#### （1）有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的の債券

当法人は、償却原価法（定額法）によっている。

##### ② 満期保有目的の債券以外の有価証券で時価のあるもの

当拠点区分において、決算日の市場価格等に基づく時価法によっている。

#### （2）固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

#### （3）徴収不能引当金の計上基準

当法人は、期末時の利用者に対する債権残高のうち1年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。

#### （4）賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

#### （5）退職給付引当金の計上基準

##### ① 独立行政法人福祉医療機構（以下、「福祉医療機構」という。）及び独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下、「勤労者退職金共済機構」という。）の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

##### ② 横浜市社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

##### ③ 法人独自の退職給与規程における退職給付引当金

当法人は、期末時点における自己都合退職による要支給額を引当金として負債に計上しつつ、前期末残高からの増加額を退職給付費用として計上している。

(6) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0727第1号・社援発0727第1号・老発0727第1号、最終改正平成27年9月25日雇児発0925第1号・社援発0925第1号・老発0925第1号、以下「会計基準」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

(7) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員<sup>(注)</sup>の退職金の支給に備えるため、社会福祉事業を行う施設においては、福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度に加入している。

さらに、横浜市に所在する社会福祉事業を行う施設においては、横浜市社会福祉協議会が、定款第2条第14号に基づき運営する「民間社会福祉事業従事者年金共済事業」に加入している。

また、社会福祉事業以外の事業を行う施設においては、勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職共済法に基づく退職金共済制度に加入している。

上記退職共済制度による退職共済金の合計額が法人の規程による退職金の額に満たないとき、その差額を法人が直接支給することとしており、期末在籍者に係る自己都合要支給額から上記共済制度からの支給予定額を控除した金額を退職給付引当金として負債に計上しつつ、前期末残高からの増加額を退職給付費用として計上している。

(注) 就業規則第2条第1項における職員

4. 作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人は、(5)に記載する事業区分において、それぞれ主として社会福祉事業または公益事業を運営する拠点区分を実施しているため、(1)～(4)に記す財務諸表を作成するものである。

(1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)

(3) 社会福祉事業区分、公益事業区分及び収益事業区分における各々拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

(4) 拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(5) 当法人が実施する事業区分における各拠点区分と当該拠点区分におけるサービス区分の内容

(社会福祉事業区分)

ア 法人本部拠点区分

イ. 母子生活支援施設 カサ・デ・サンタマリア拠点区分

社会福祉法(昭和26年法律第45号、以下「社会福祉法」という。)第2条第2項第2号(第1種社会福祉事業)に規定する母子生活支援施設

ウ 宿泊所 聖家族寮拠点区分

社会福祉法第2条第3項第8号(第2種社会福祉事業)に規定する宿泊所

エ 児童自立生活援助事業 聖家族寮ミカエラホーム拠点区分

社会福祉法第2条第3項第2号(第2種社会福祉事業)に規定する児童自立生活援助事業

(公益事業区分)

オ 緊急一時保護施設 ミカエラ寮拠点区分

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第3項に規定する一時保護事業

カ DV被害者等の自立支援のための低額賃貸住宅

母子生活支援施設及び宿泊所の利用者等の自立支援の為の住居の提供を目的とする。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高       | 当期増加額       | 当期減少額      | 当期末残高       |
|---------|-------------|-------------|------------|-------------|
| 土地      | 93,873,600  |             |            | 93,873,600  |
| 建物      | 309,640,351 | 243,569,096 | 23,749,981 | 529,459,466 |
| 合計      | 403,513,951 | 243,569,096 | 23,749,981 | 623,333,066 |

増加額のうち、定款変更にかかるものは以下の通り。

建物(東京都練馬区南田中2丁目142番1の2所在、家屋番号142番5の2、木造合金メッキ鋼板ぶき3階建、聖家族寮) 230,690,351円

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

(1) 「会計基準」第3章第4(6)の規定による基本金の取崩額

該当する事項はない。

(2) 「会計基準」第3章第4(4)の規定による国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩額

該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

担保に供している資産は以下のとおりである。

|          |              |
|----------|--------------|
| 土地(基本財産) | 1,230,633円   |
| 建物(基本財産) | 307,283,892円 |
| 計        | 308,514,525円 |

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) | 9,600,000円 |
| 計                     | 9,600,000円 |

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

|          | 取得価額          | 減価償却累計額     | 当期末残高       |
|----------|---------------|-------------|-------------|
| 建物(基本財産) | 914,787,227   | 385,327,761 | 529,459,466 |
| 建物       | 33,058,125    | 16,856,759  | 16,201,366  |
| 構築物      | 40,657,080    | 24,618,518  | 16,038,562  |
| 車輛運搬具    | 707,706       | 707,705     | 1           |
| 器具及び備品   | 32,913,841    | 24,763,732  | 8,150,109   |
| 合計       | 1,022,123,979 | 452,274,475 | 569,849,504 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

|       | 債権額        | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高   |
|-------|------------|---------------|------------|
| 事業未収金 | 13,536,382 | 2,031,455     | 11,504,927 |
| 合計    | 13,536,382 | 2,031,455     | 11,504,927 |

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

当法人が保有する満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

| 種類及び銘柄                      | 帳簿価額        | 時価          | 評価損益       |
|-----------------------------|-------------|-------------|------------|
| 公社債<br>第138回利付国債<br>(20年)   | 198,020,384 | 240,258,800 | 42,238,416 |
| 公社債<br>第49回神奈川県公募公債<br>(5年) | 29,999,356  | 30,034,500  | 35,144     |
| 合計                          | 228,019,740 | 270,293,300 | 42,273,560 |

(注) 債券の期末時価については、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっている。

11. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

12. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

13. 重要な後発事象

該当する事項はない。

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

|                    |                 |                 |
|--------------------|-----------------|-----------------|
|                    | 当年度末            | 前年度末            |
| ① 支払資金の範囲に含まれる前払費用 | 178,215円        | 147,170円        |
| ② 長期前払費用からの振替額     | 193,100円        | 160,355円        |
| 貸借対照表計上額           | <u>371,315円</u> | <u>307,525円</u> |

(2) 積立金の積立

当法人は、以下の目的に使用するため理事会の承認のもと積立金を設定している。なお、積立金に対してはそれぞれ積立資産を留保し、個別にその他の固定資産に計上している。

(1) 人件費積立金（カサ・デ・サンタマリア拠点区分及び聖家族寮ミカエラホーム拠点区分）

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知雇児発・社援発・老発第0312001号、最終改正平成24年3月28日、雇児発第0328第1号・社援発第0328第5号・老発第0328第2号、以下「雇児発第0312001号」という。）に規定されている将来発生が見込まれる人件費の類に属する経費に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、同通知の3により理事会の承認により取り崩すこととなる。

(2) 施設整備等積立金（カサ・デ・サンタマリア拠点区分及び聖家族寮ミカエラホーム拠点区分）

「雇児発第0312001号通知」に規定されている将来発生が見込まれる建物・設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、同通知の3により理事会の承認により取り崩すこととなる。

以上